

(勤務間インターバル導入コース)ヒヤリングシート

法人名称	
法人住所	
法人 URL	
支店ありの場合は名称	
支店住所	
時短担当者名(代表可)	
連絡先電話番号	

- ① 就業規則は作成していますか? 済み いない
- ② 雇用契約書は労働者全員分作っていますか? 済み いない
- ③ 36 協定は届出していますか? 済み いない
- ④ 過去に助成金、補助金はもらったことはありますか? ある なし
ある場合は、201 年 名称

- ⑤ インターバル規程の就業規則改定は可能ですか? できる できない
(勤務間インターバル規程の例)

第〇条 いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、9(11)時間の継続した休息時間を与える。

2 前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、翌日の始業時間は、前項の休息時間の満了時刻まで繰り下げる。

3 ただし、災害その他避けることができない場合は、その限りではない。

- ⑥ 計画期間中(5月～7月)に130万円～程度の支払いができますか? できる できない

ありがとうございました。

やまがみ社会保険労務士事務所

山上 幸一 携帯 090-1739-4690

yamagami@topaz.ocn.ne.jp

公式HP <http://sr-ky.net/>

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-8-5

パレ・ドール池袋 201号

TEL 03-5954-3938 FAX 03-6907-3720
